

中間報告書

平成 23 年 9 月 8 日
九州電力第三者委員会

第 1 委員会設置の経緯

九州電力株式会社(以下、「九州電力」という)は、本年 6 月 26 日に開催された経済産業省主催の「放送フォーラム in 佐賀県『しっかり聞きたい、玄海原発』～玄海原子力発電所 緊急安全対策 県民説明番組～」(以下、「本件説明番組」という)に際し、同社社員が社内および協力会社等に対して、インターネットによる原子力発電所の発電再開に賛成する意見投稿を要請した事態が発生したことを受け、同社において事実関係の調査と原因の究明、再発防止策の検討を行い、その結果を取りまとめて、本年 7 月 14 日、経済産業省に報告書(以下、「社内調査報告書」という)を提出した。

九州電力が同報告書に再発防止策の一つとして示した社外有識者等による信頼回復に向けての原因分析及び再発防止策の深堀り等の方針に基づき、本年 7 月 27 日に 4 名の社外有識者からなる当委員会が設置され、その際、委員会の目的として事実関係の再調査が追加された。

一方、九州電力は、経済産業省からの指示を受け、地元住民の意見聴取等を目的として過去に開催された原子力発電に関する国のシンポジウム等における、本件説明番組におけるのと同様の働きかけの有無に関する調査を行い、その結果について本年 7 月 29 日に経済産業省に報告書(以下、「社内調査報告書」という)を提出したところ、同報告書において報告された事象における問題点及び今後の対応策についても、当委員会における検討の対象とすることとなった。

第 2 調査体制、調査事項及び調査方法

1 調査体制及び調査事項

当委員会における検討の基礎となる事実関係の再調査のため、弁護士からなる二つの調査チームを設置した。

調査チームの一つは赤松幸夫弁護士(赤松・米津総合法律事務所)以下 12 名の弁護士からなるチームであり、本件説明番組に関する社内調査報告書に係る事実関係等につき、検証のための調査及び所要の補充調査を担当している。

もう一つは、梅林啓弁護士(西村あさひ法律事務所)以下 5 名の弁護士からなるチームであり、社内調査報告書において調査対象又は参考資料として言及された 6 つの公開討論会、シンポジウム等の住民参加型のイベント(以下、まとめて「公開討論会等」という)における、九州電力による参加者動員、仕込み質問等の活動の有無及び同活動に対する国又は県の関与の有無についての調査を担当している。

2 調査方法

前記の二つの調査チームにおいて、関連書類等の精査を行うとともに、中間報告時点で両チーム合わせて延べ 127 名の関係者に対してヒアリングを行った。

一部の関係者については当委員会の委員も直接ヒアリングを行った。

第3 調査結果(中間報告)

調査チームからの中間報告として、第三者委員会に提出された調査結果の概要は以下のとおりである。

1 本件説明番組関係

社内調査報告書 に係る事実関係のうち、九州電力の社内外に対する本件説明番組への発電再開に賛成する投稿の要請(以下、「本件賛成投稿要請」という)の経緯等に関する一部の事項について、社内調査報告書 に記載された事実との相違ないしは欠落が認められた。

(1) 本件賛成投稿要請の発端(佐賀県知事発言との関連)

社内調査報告書 は、本年 6 月 21 日の佐賀市内における、当時の代表取締役副社長・原子力担当の A 氏(以下、「A 副社長」という)、取締役常務執行役員・原子力本部長の B 氏(以下、「B 本部長」という)及び執行役員・佐賀支店長の C 氏(以下、「C 支店長」という)の三者による相談と認識の共有が、本件賛成投稿要請の発端としている。

しかし、同日午前、上記三者は A 副社長と B 本部長の退任挨拶のために佐賀県知事古川康氏(以下、「古川知事」という)を訪問し、その際古川知事との懇談の席において、同知事から本件説明番組と関連した発言があり、そのことが、下記のように本件賛成投稿要請の発端となったことが認められる。

(a) 佐賀支店長作成のメモ

上記三者による古川知事との懇談において、A 副社長と B 本部長の退任挨拶とこれに対する同知事の応答の後、知事の発言が原子力発電の再開問題及び本件説明番組等に及んだことから、C 支店長は、自己の手帳に、同発言について走り書きをしているところ、同走り書きの中には以下のような記載がある。

知事依頼(8:50~9:10 知事公舎)

1. 県議働きかけ(支援者からの声が一番有効)
2. 国説明会への意見出し

C 支店長によれば、当該手帳走り書きの中には、懇談後、支店に戻ってから、メモをワープロで打つに先立って書き付けたものもあるが、上記部分は、古川知事との懇談の場で知事発言を記憶にとどめるために手帳にいわばキーワードとして書き

付けたものである。

知事との懇談後、三者は蕎麦屋に立ち寄って昼食を取ったところ、その際に本件説明番組のことが俎上に登り、昼食後、C支店長はA副社長とB本部長と別れて支店に戻ったのであるが、その別れ際に、A副社長はC支店長に知事発言についてメモを作ることを指示した。

C支店長は、上記走り書きと記憶を基にして、同日午後、同懇談における知事の発言に関するメモ(以下、「C支店長メモ」という)を作成している。同メモには知事の発言として、

- 今後の動きに関連して、以下の2点を九電にお願いしたい。

(要旨：県議会議員の支持者へへのお願い)

「国主催の県民向け説明会」の際に、発電再開容認の立場からも、ネットを通じて意見や質問を出して欲しい。

(6月2日の県執行部に対する保安院説明時と同じ対応をお願いしたい)

との記載があるが、この記載は、上記の手帳走り書きの記載と符合している。

C支店長によれば、上記C支店長メモ記載のうち の括弧内の「6月2日の県執行部に対する保安院説明時と同じ対応をお願いしたい」との記載は、古川知事の言葉ではなく、知事による同 の言葉の趣旨をC支店長が同括弧内の記載のとおり理解したということであり、また、「6月2日」は「5月17日」(同日の出来事については後記)の間違いである。なお、「6月2日」が「5月17日」の間違いであることは、A副社長、下記D管理部長においては、C支店長メモを読んだ際、即座に認識していたと認められる。

(b) A副社長の対応

C支店長はメモ完成後、知事懇談の当日午後、A副社長、他の副社長1名、及び眞部社長の各秘書宛に同メモをメールで送付した(なお、関係者の供述によれば、同メモは眞部社長本人には渡されておらず、同メモ中の本件説明番組に関する記載内容も具体的には眞部社長に報告されていない)。同三秘書宛のメールにはC支店長メモについて「メモ(案)」と記載されており、これはA副社長において修正する余地を残すべく配慮したものと認められる。A副社長は知事懇談の翌日の朝に、秘書からC支店長メモを受け取り、その内容に目を通した結果、「多少書きすぎとの感はあるものの、古川知事の言っていたことは中身的にはこんなトーン、こんな感じだろう」と認識・判断し、同メモがC支店長から眞部社長にも当然に送付されているはずであると認識する一方で、同メモについては何らの訂正も指示しなかった。

A副社長は、C支店長メモの受領・閲読後、当時の執行役員・原子力発電本部原子力管理部長のD氏(以下、「D管理部長」という)に携帯電話により電話をし、D管理部

長にあってはC支店長あるいは同副社長からC支店長メモを得られるとの認識の下に、同メモを見て対応することを指示した。

(c) 本年5月17日の保安院説明会での九州電力の対応

本年5月17日には、保安院において、佐賀県の担当者に対し、福島第一原子力発電所の被災を踏まえての緊急安全性対策について説明する会合が開かれたが、その際の保安院側の説明及び佐賀県担当者による質問の状況については、佐賀県のホームページの動画サイトを通じて公開されるとともに同サイトには視聴者からのコメントによる書き込みができ、佐賀県担当者は同書き込みに応じて保安院に対する質問を行えるようになっていた。

5月17日の保安院説明会への九州電力側の対応については、C支店長、B本部長、D管理部長、原子力発電本部原子力管理部の筆頭である業務運営グループ長のE氏(以下、「E業務運営G長」という)らの各関係者の供述を総合すると以下のとおりであったと認められる。

同説明会については、5月16日、佐賀県の原子力発電についての責任者の一人からC支店長に対し、「県庁の担当が保安院に対して質問をしていることを県民に広く見て貰いたい」「県民にアクセスして欲しい」「書き込みもしてほしい」といった内容の電話連絡があり、また「それが知事の強い希望」とのことでもあった。同支店長は、当該コメントについてのアクセス先を17日当日の朝刊により確認した上、B本部長に対して上記の佐賀県の原子力発電についての責任者からの連絡内容を伝え、同本部長は更にD管理部長に伝え、同管理部長はE業務運営G長らに対し当該コメントにアクセスして原発再開への賛成意見を入れるように指示した。E業務運営G長らは、自席のパソコンからのアクセスを試みたが、いずれも不調のため、情報通信本部のパソコンを使用するなどして賛成意見を書き込む等の対応をした。

要するに、C支店長は、C支店長メモの上記の記載に係る知事発言の趣旨について、本件説明番組についても九州電力側に5月17日の保安院説明会の際と同様の対応を求めたものと理解したことになる。

(d) 古川知事の回答

古川知事に対し、C支店長メモについての質問を行ったところ、同知事からの回答は、「同メモ2枚目の二番目の丸印の についての回答は、『県民説明会の際に、発電再開容認の立場からもネットを通じて意見や質問を出してほしいという記述については、九州電力に対して申し上げたものではなく、今回の再稼働問題に関しては、特にいろんな意見を出してもらうのが一番と考え、再稼働を求める声が経済界にもあるのであれば、そういったところからも声を出してもらうことも必要ではないかという私の考え方を述べたものです。なお、 のところにあるこの括弧の発言

は、全く私が発言しておりません』というものであった。

(e) 知事発言の内容

以上に要約したC支店長メモの作成経緯、C支店長の手帳の記載、A副社長の対応の他、同メモ作成の用途・目的、その他九州電力関係者の関係対応等に関する調査結果を総合すると、発言当時の古川知事の意図あるいは真意は措くとして、同知事が懇談の場で同メモの記載と同様ないしは同趣旨の発言を行なったことは否定し難いものと思われる。

(2) 古川知事との懇談後の三者による相談の内容等

既述のとおり、社内調査報告書 は、本件賛成投稿要請の発端を単にA副社長、B本部長、C支店長の三者における本件説明番組に先立っての「発電再開に賛成する意見の投稿を増やすことが必要である」との認識の共有としているのであるが、同三者によるその種認識の共有は古川知事との懇談を受けてのものであると認められる。

(3) A副社長らによるD管理部長への指示等

社内調査報告書 は、A副社長とB本部長によるD管理部長に対する関係指示について、賛意の参加者を増やすために、「本件説明番組の周知」を指示したとしている。しかし、関係者の供述に照らすと、実際にはA副社長においてD管理部長に対しC支店長メモを見た上での対応を指示するなどしたものであって、A副社長のD管理部長に対する指示の内容は、必ずしも本件説明番組の周知に限ったものではなく、むしろ本件賛成投稿要請を含む趣旨と解される余地のあるものであったと思料され、現にD管理部長は、そのように受け取っているものである。

(4) D管理部長のE業務運営G長への指示等

社内調査報告書 には、D管理部長のE業務運営G長に対する関係指示について、本件説明番組の周知を指示したとしているのであるが、関係者の供述に照らすと、実際には同管理部長においてC支店長メモの一部(第3(1)(a)・p3の記載部分)を指差すなどして対応を指示したものであって、D管理部長のE業務運営G長に対する指示は、事実上、賛成投稿要請を含むものであったことは否定し得ないものと思料される。

(5) E業務運営G長の社内に対する賛成投稿要請に係るメールについて

社内調査報告書 は、E業務運営G長の本件説明番組についての会社内外に対するメールが周知のみならず賛成投稿要請を含むものであったことについて、同要請は同グループ長自身の判断によるものとしているところ、それが事実と相違することは上

記のとおりである。また、同社内調査報告書においては欠落しているが、会社内に対する上記E業務運営G長のメールには、一旦、C支店長メモが添付され、その約1時間半後に、同G長から同メモの読後廃棄を要請するメールが発信されている。

なお、現状の証拠関係に照らすと、E業務運営G長がメール本文をD管理部長に見せて事前の了解を得るなどのことをしたとは認められず、C支店長メモの添付についても同様であると思料される。

(6) 佐賀支店における賛成投稿要請関連の対応について

佐賀支店における本件賛成投稿要請関連の対応については、社内調査報告書 p3[表1]「(5)協力会社等の社内での要請状況」の「社員(管理職等)へ口頭で要請」の人数が10名増えるほかは、同報告書の関係記述に事実との相違は認められない。

(7) その余の調査事項について

現状において、調査結果が相応の段階に達しているのは以上の各事項であり、その余の調査事項についての調査結果は最終報告書において報告する。

2 過去の公開討論会等について

(1) 調査対象の公開討論会等

調査の対象とした6つの公開討論会等は、以下のものである。

九州電力が玄海原子力発電所3号機において実施を検討していたプルサーマル計画に関する以下のもの。

平成17年2月20日に開催された九州電力主催によるプルサーマル公開討論会(以下、「九電討論会」という)

平成17年10月2日に開催された国主催によるプルサーマルシンポジウム(以下、「プルサーマルシンポジウム」という)

平成17年12月25日に開催された佐賀県主催によるプルサーマル公開討論会(以下、「佐賀県討論会」という)

九州電力が計画していた川内原子力発電所3号機増設に関する以下のもの。

平成21年1月23日に薩摩川内市において開催された環境影響評価準備書説明会(以下、「薩摩川内市説明会」という)

平成21年1月30日にいちき串木野市において開催された環境影響評価準備書説明会(以下、「いちき串木野市説明会」という)

平成22年5月18日に開催された国主催による第一次公開ヒアリング(以下、「公開ヒアリング」という)

(2) 九電討論会

(a) 動員問題

九州電力においては、九電討論会のような住民参加型の公開討論会等が開催される場合、社員、協力会社、地元関係団体等に対して、公開討論会等への参加を呼びかけ、あるいは参加を促し、さらには参加者の確保を依頼することがあったが(これらを総称して「参加呼びかけ」という)、このような参加呼びかけが、どの程度の強さでなされ、一種の義務的な参加の性質を有する「動員」とまで言える行為であったかは、九州電力と依頼を受けた側の関係、九州電力の依頼の方法、依頼を受けた側の捉え方によっても異なっていたものと思われる、一概に事実認定ができるものではない。

九州電力は、九電討論会においても参加呼びかけを行っていた事実が認められる。最終的な一般参加者の応募者は 851 名であり、当日の入場者は 574 名であった。九州電力の社内資料によると、574 名のうち、社員、協力会社、地元関係団体等からの入場者は 165 名である。しかしながら、前記の理由から、この 165 名全員が参加呼びかけによって参加したと評価することは早計であり、さらなる調査を要する。

(b) 専門家、パネリストの選定

九電討論会に出席した専門家 4 名は、九州電力が、推進派 2 名、慎重派 2 名を選定し、同人らの了承を得て専門家に選出したものであり、推進派、慎重派のバランスは取れていたものと考えられる。

一方、パネリストは、6 名を募集人数と設定して、一般からの応募者を募り、九州電力において選出する形を取った。実際に選出されたパネリストは、推進派 2 名、慎重派 2 名、中立 2 名であり、推進派及び中立の合計 4 名に対しては、いずれも九州電力が、パネリストに応募するよう依頼していた事実が認められる。パネリストの選考過程については、公正であったか疑問があり、更なる調査を要する。

(c) 会場からの質問

九電討論会において、いわゆる仕込み質問があったという事実は、調査をした限りでは認められない。

(3) プルサーマルシンポジウム

(a) 動員問題

九州電力は、プルサーマルシンポジウムにおいても、参加呼びかけを行っていた事実が認められる。最終的な一般参加者の申込者は 743 名であり、当日の入場者は 626 名であった。626 名のうち、確認できる限りで、社員、協力会社、地元関係団体等からの申込者は 118 名である。しかしながら、前記の理由から、この 118 名全員が参加呼びかけによって申込んだと評価することは早計であり、更なる調査を要す

る。

(b) 専門家、パネリストの選定

第一部(経済産業省資源エネルギー庁主催)に出席したパネリスト6名の人選は、経済産業省において行われており、推進派、慎重派のバランスは取れていたものと考えられる。

一方、第二部(経済産業省原子力安全・保安院主催)の専門家によるトークセッションは、推進派と慎重派が議論を戦わせるというものではなく、4名の専門家が、それぞれの専門的な立場から、プルサーマルの安全性について説明することに主眼が置かれていたように思われる。同セッションに出席した原子力安全・保安院課長以外の専門家3名の人選は、経済産業省において行われている。

(c) 会場からの質問

これまでの調査の結果からは、プルサーマルシンポジウムにおいて、九州電力が、いわゆる仕込み質問をしていた事実は窺われない。

(d) 国からの要請

平成17年8月18日、九州電力東京支社の社員は、プルサーマルシンポジウムに関する原子力安全・保安院原子力安全広報課との打合せにおいて、原子力安全・保安院の担当官から、プルサーマルシンポジウムへの参加者が多くなるよう人を集めること、及び、当日会場において質問が出るようにしておくよう依頼された。九州電力東京支社の社員は、原子力安全・保安院からのこのような依頼について、社内文書に、

九電関係者の動員、さくら質問等、**取り注**でお願いする。

と記載して報告した。

九州電力は、プルサーマルシンポジウムに関して、参加呼びかけを行っていたことは前記の通りであるが、このような参加呼びかけは、特段、原子力安全・保安院からの依頼を受けたことを理由に実施されたものではなく、地元住民に対する理解促進活動の一環として、公開討論会等が開催されるときに通常行う参加呼びかけの範疇のものであった可能性が高い。

また、九州電力は、この原子力安全・保安院からの指示に基づいていわゆる仕込み質問をしていたという事実が窺われないことは、前記の通りである。

(4) 佐賀県討論会

(a) 動員問題

九州電力は、佐賀県討論会においても、参加呼びかけを行っていた事実が認めら

れる。最終的な一般参加者の申込者は約 1000 名であり、当日の入場者は、717 名であった。当時の九州電力の社内資料によれば、参加資格のある社員、協力会社、地元関係団体等に積極的な参加を呼びかけた結果、約 1000 名の申込者のうち、約 650 名が「九州電力関係者」であるとする記載があるが、当日の入場者 717 名中、何名が「九州電力関係者」であるかが明らかになる資料は見当たらない。

前記の理由から、申込者 650 名全員が参加呼びかけによって参加したと評価することは早計であるが、九電討論会及びブルサーマルシンポジウムに比べて、「九州電力関係者」の申込者数が格段に多く、申込者数全体に占める割合も多かったと言える。佐賀県討論会は、開催日が三連休の最終日であり、かつクリスマスに当たる日であったこともあり、九州電力社内では、当日の入場者が少なくなるという懸念があり、通常よりも強い形で参加呼びかけがされた可能性が高い。

(b) パネリスト、オブザーバーの選定

佐賀県討論会に出席したパネリスト 6 名の人選は、佐賀県において行われており、推進派、慎重派のバランスは取れていたものと考えられる。このほかに、オブザーバー 6 名の人選も佐賀県において行われた。

(c) 仕込み質問

佐賀県討論会の第二部は、会場の参加者から約 2 時間にわたって質問を受け付ける形式のものであり、九州電力は、仕込み質問をしなければ、慎重派ばかりが質問をすることになりかねないと考えられたことから、九州電力の社員等の中から、当日会場において手を挙げて質問をする「質問者」を確保した上で、九州電力において質問を準備して各質問者に割り当て、さらに質問者を会場内にまんべんなく配置することにより、推進派ないしは中立的な質問がなされるように準備していた。

具体的には、佐賀支店及び玄海原子力発電所において、それぞれ約 20 名の質問者を確保し、原子力管理部において 26 問程度の質問を準備した。

佐賀県討論会第二部において質問をした 18 名中、7～8 名は、九州電力による仕込み質問であったと言える。

(5) 薩摩川内市説明会

(a) 動員問題

平成 21 年 1 月 8 日、鹿児島県知事及び薩摩川内市長に対し、環境影響調査結果についての報告及び川内原子力発電所 3 号機増設に関する申入れを行うため、眞部利應社長が、鹿児島県庁及び薩摩川内市役所を訪問したが、その際、川内原子力発電所 3 号機増設に反対する慎重派の人々が、薩摩川内市役所内において眞部社長との接触を強行し、眞部社長の背広が破られるなどの被害が発生した。九州電力では、

この出来事を受けて、薩摩川内市説明会において、慎重派が大挙して会場に訪れ、進行を妨害する行為に出ることを懸念し、環境影響評価法に基づく説明会が滞りなく実施されることを目的に、九州電力社員、協力会社、地元関係団体等に対する参加呼びかけを行うことにした。

薩摩川内市説明会の当日の一般参加者入場者数は、前記のとおり 1274 名であるが、会場の収容人数の関係から、当日会場に訪れたものの入場できなかった人を含めると、当日会場に訪れた人数は約 1470 名であった。九州電力の社内資料によると、約 1470 名のうち、九州電力社員及び協力会社からの出席者は約 190 名、その他参加呼びかけを行った地元関係団体等からの出席者は約 730 名である。

前記の理由から、これらの全員が参加呼びかけによって参加したと評価することは早計である上、川内原子力発電所 3 号機増設に関する地元住民の関心は高く、参加呼びかけとは無関係に参加した者も多数いたと思われ、今後さらなる調査を要する。

(b) 会場からの質問

これまでの調査の結果からは、薩摩川内市説明会において、九州電力が、いわゆる仕込み質問をしていた事実は窺われない。

(6) いちき串木野市説明会

(a) 動員問題

九州電力では、前記平成 21 年 1 月 8 日の出来事を受けて、いちき串木野市説明会においても、薩摩川内市説明会と同様に、九州電力社員、協力会社、地元関係団体等に対する参加呼びかけを行うことにした。

いちき串木野市説明会の当日の一般参加者入場者数は、795 名である。九州電力の社内資料では、九州電力社員及び協力会社からの出席者は約 172 名、その他参加呼びかけを行った地元関係団体等からの出席者は約 230 名を見込んでいたが、実際の出席者の集計を行った資料は見当たらない。

前記の理由から、これらの全員が参加呼びかけによって参加したと評価することは早計である上、川内原子力発電所 3 号機増設に関する地元住民の関心は高く、参加呼びかけとは無関係に参加した者も多数いたと思われ、今後さらなる調査を要する。

(b) 会場からの質問

これまでの調査の結果からは、いちき串木野市説明会において、九州電力が、いわゆる仕込み質問をしていた事実は窺われない。

(7) 公開ヒアリング

(a) 動員問題

九州電力は、公開ヒアリングにおいても、九電社員、協力会社、地元関係団体等に対する参加呼びかけを行っていた事実が認められる。九州電力の社内資料によると、九州電力社員及び協力会社からの一般傍聴人の応募者数は339名、その他参加呼びかけを行った地元関係団体等からの一般傍聴人の応募者数は179名であったが、そのうち一般傍聴人に採用されて返信用はがきを受領した人数、当日会場に入場した人数の集計を行った資料は見当たらない。

前記の理由から、これらの全員が参加呼びかけによって参加したと評価することは早計である上、川内原子力発電所3号機増設に関する地元住民の関心は高く、参加呼びかけとは無関係に参加した者も多数いたと思われ、今後さらなる調査を要する。

(b) 意見陳述人の選定

公開ヒアリングにおける意見陳述人は、薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市に引き続き3ヶ月以上住所を有する年齢満20歳以上の者で、氏名、住所等の必要事項と1200字以内の「意見の要旨」を記載して経済産業省宛に郵送により応募した者の中から、経済産業省が、20名を選定した。

九州電力は、日頃から、川内原子力発電所の理解活動に関心を示し、自らの意見を公の場で述べることのできる者に対して、意見陳述人への応募を案内し又は依頼していた事実が認められる。また、九州電力が、意見陳述人の応募に必要な「意見の要旨」や、当日の意見陳述原稿の作成に協力していた事実も認められる。このような形で、九州電力が協力した意見陳述人の応募者は21名であり、そのうち15名が、経済産業省によって意見陳述人として採用されている。

この15名のうち、これまでに11名に対するヒアリングを実施したが、いずれの意見陳述人も、九州電力からの応募の案内や依頼がきっかけであったか否かはともかくとして、自らの意思において意見陳述人に応募し、意見陳述の内容についても、九州電力から受けた協力の程度には濃淡があるものの、自らの体験や見解に基づいて、意見や疑問を述べたとしており、現在までの調査において、九州電力の協力が行き過ぎたものであったと評価することは早計であり、さらなる調査を要する。

(c) 国からの要請等

これまでの調査において、公開ヒアリングにおいて九州電力が参加呼びかけを行うことが、経済産業省の要請であったとする事実は認められない。しかしながら、九州電力が参加呼びかけを行うことについて、九州電力が、資源エネルギー庁の担当官に説明していた事実は認められる。

また、前記のとおり、公開ヒアリングにおける意見陳述人の選定は経済産業省によるものであったところ、九州電力が意見陳述人の応募者に対する協力を行うことについて、九州電力が、資源エネルギー庁の担当官に説明していた事実も認められる。

しかしながら、これらに関する国からの要請の詳細については、さらなる調査を要する。

第4 今後の調査事項及び課題

1 今後の調査事項

各調査チームは、今後も本件調査を継続し、9月18日頃を目途に、最終的な調査結果を取りまとめ、当委員会に報告する予定である。

各調査チームが、今後の調査の対象としている事項は以下の通りである。

(1) 赤松幸夫弁護士調査チーム

- ・九州電力関係者が本件賛成投稿要請等を認識・把握するに至った経緯
- ・8月5日に原子力発電本部副本部長の指示によって行われた本件調査に関連する資料の廃棄及び7月21日に同副本部長が行った資料廃棄の指示の動機、背景
- ・資源エネルギー庁担当者による本件説明番組についての要請

(2) 梅林啓弁護士調査チーム

- ・調査の対象とした6つの公開討論会等における動員及び仕込み質問に関する国又は県の関与の有無

2 今後の課題

今回、外部有識者による第三者委員会として当委員会が設置され、中立的、客観的な立場から事実の再調査等を行うこととなったのであるから、九州電力にとって何より重要なことは、第三者委員会による事実調査に最大限協力することで、その後新たに明らかになったプルサーマル計画に関する説明会等での動員問題等も含め、原発問題に対して、同社が過去に行ってきた対応について全面的に真相を明らかにすることである。

しかしながら、当委員会設置後の同社の対応は、上記のように、原子力発電本部において、プルサーマル説明会に関する資料の組織的廃棄行為が行われるなど、現状では、真相解明への協力が十分に行われているとは言い難い状況にある。とりわけ深刻なのは、プルサーマル計画に関する佐賀県説明会における動員、仕込み質問等を示す社内資料が、上記組織的廃棄の対象に含まれ廃棄寸前だったことである。証拠廃棄行為が発覚せず、廃棄が完了していた場合には、関係者等の供述状況に照らせば、同説

明会に関する問題事実の把握は極めて困難になっていたものと思われる。

今後の調査事項として残されている、九電関係者が本件賛成投稿要請等を認識・把握するに至った経緯、公開討論会等における動員及び仕込み質問に関する国又は県の関与の有無等の解明に関しては、調査への積極的かつ真摯な協力が不可欠なものであり、それによって真相が解明され、社会の理解・納得が得られることが、同社の信頼回復のための最も有効な手だてである。今後の調査に対して、同社関係者がこれまで以上に自主的、積極的に協力するよう、同社として最大限の努力が行われることを、当委員会として強く求めたい。

以上